

地防第16360号  
24.12.19  
一部改正 防地防第8355号  
31.4.26  
一部改正 防地防第20491号  
令和2年12月28日  
一部改正 防地地第11720号  
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長

飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令の実施細目について（通知）

標記について、飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第89号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、施本施第445号（CFS）（平成19年8月30日）及び移転対象建物に区域指定告示後に増築を行った場合の取扱いについて（施本施第283号（CFT）。平成4年5月1日）は、廃止する。

添付書類：別紙

## 飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令の実施細目

## 第1 趣旨

飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令(平成19年防衛省訓令第89号。以下「訓令」という。)第23条の規定に基づき、飛行場等周辺の移転補償等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この実施細目において「移転補償等」とは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく補償(以下「移転等補償」という。)及び同条第2項の規定に基づく土地の買入れ(以下「土地買収」という。)をいう。

## 第3 移転補償等希望届の提出等

- 1 地方防衛局長(東海防衛支局長を含む。)は、移転補償等を計画的に実施するため、移転等補償の対象となる建物及び土地買収の対象となる土地の所有者から別紙様式第1による移転補償等希望届を提出させ、別紙様式第2による移転補償等希望者名簿を作成するものとする。
- 2 前項に規定する移転補償等希望届のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号)第10条第2号に規定する土地の買入れに係るもの(以下本項及び第3項において「希望届」という。)については、訓令第8条に規定する移転等補償契約書(以下「移転等補償契約書」という。)により移転等補償の契約を締結した日の翌日から起算して5年を経過する日までに提出されたものに限り受け付けるものとする。ただし、この実施細目の施行日前までに移転等補償契約書により移転等補償の契約を締結した者に係る希望届については、この実施細目の施行日の翌日から起算して5年を経過する日までに提出されたものに限り受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事情があった場合において、当該各号に定める書類により希望届を前項に規定する契約を締結した日の翌日から起算して5年を経過する日又はこの実施細目の施行日の翌日から起算して5年を経過する日(以下この項において「期限日」という。)までに提出することができなかつたこと及び当該事情に係る期間について相当の理由があると認められるときは、期限日の翌日から当該期間と同じ期間が経過する日までに提出されたものに限り、希望届を受け付けることができるものとする。
  - (1) 相続権者間での遺産分割協議中による所有権の未確定 遺産分割協議書及び登記事項証明書
  - (2) 所有者の傷病又は入院 診断書又は入院期間を証明する書類
  - (3) 代替農地の土地改良 代替農地の登記事項証明書及び土地改良に関して農業委員会等が証明する書類
  - (4) その他社会通念上やむを得ないと認められる事情 当該事情に応じて必要と認められる書類

#### 第4 建物所有者等及び土地所有者等に対する説明等

- 1 移転補償等の実施に際しては、訓令第7条に規定する建物所有者等（以下「建物所有者等」という。）及び訓令第15条に規定する土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）に対し、あらかじめ移転補償等の制度の概要及び契約手続等について説明を行うものとする。
- 2 建物所有者等及び土地所有者等が日本語を理解できない者の場合で前項に規定する説明及び移転補償等の手続（以下この項において「説明等」という。）を行うことが困難であると見込まれるとき、その他当該説明等を行うことが困難と見込まれるときは、あらかじめ地方協力局地域社会協力総括課長（以下「地域社会協力総括課長」という。）と協議の上、措置するものとする。

#### 第5 訓令の運用

##### 1 第2条関係

次の各号に該当する建物については、訓令第2条に規定する建物等（以下この項において「従前の建物」という。）に含むものとする。ただし、第1号に該当するものについては、従前の建物の戸数の範囲内に限るものとする。

- (1) 次に掲げる事由により、従前の建物が建て替えられた場合における当該建て替えられた建物であって、従前の建物の滅失時と建て替え時において、所有者及び用途がそれぞれ同一であるもの。

ア 老朽化

イ 地震、台風等の災害又は火災等（従前の建物の滅失時における所有者又は当該従前の建物に関する所有権以外の権利を有する者の責めに帰すことのできない事由に限る。）による滅失又は損壊

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる都市施設の整備又は同法第12条第1項各号に掲げる事業の実施による移転

エ 経年の生活様式の変化

- (2) 経年の生活様式の変化により、従前の建物が増築（従前の建物と別棟の増築を含む。）された場合における当該増築された建物又は建物の部分であって、従前の建物と用途上不可分の関係にあるもの。

##### 2 第3条及び第11条関係

- (1) 訓令第3条第1項に規定する移転等補償申請書及び訓令第11条第1項に規定する土地買収等申請書については、原則として、当該建物等及び土地に所有権以外の権利が設定されているときは所有者と権利者の間で権利の消滅についての円満な話し合いによる解決をした後に、また、当該建物等及び土地の所有権の存在について係争中のときはその争いが解決した後に提出させるものとする。

- (2) 移転等補償の対象となる建物に居住する借家人又は借間人（以下「借家人等」という。）が移転等補償を希望する場合には、建物等の所有者から提出される移転等補償申請書に当該借家人等の移転等補償申請書を添付させるなど、適切に措置するものとする。

また、借家人等が建物等の所有者に移転等補償の手続を委任する場合には、当該借家人等からの委任状を移転補償等申請書に添付させることとし、その内容について確認するものとする。

- (3) 訓令第11条第2項に規定する建物等が所在する土地に係る土地買収等申請書

の受理に際し、既に当該建物等の所有者から訓令第3条第1項に規定する移転等補償申請書又は移転等承諾書が提出されている場合には、これをもって訓令第11条第2項に規定する移転等補償申請書又は移転等承諾書の提出に代えることができるものとする。

### 3 第5条及び第13条関係

訓令第5条に規定する移転等補償額算定調書又は訓令第13条に規定する損失補償額算定調書には、補償費の種別ごとに、別紙様式第3から別紙様式第8までによる算出表その他適当な算出内訳を添付するものとする。

### 4 第10条関係

訓令第10条第2項に規定する移転等補償金の前金払については、訓令第2条に規定する第二種区域以外への移転又は除却が移転等補償契約書第3条の移転期日までに履行される見込みのものについて、当該移転等補償金のうち、飛行場等周辺の移転措置実施に伴う損失補償基準について（防地地（事）196号。令和3年7月1日）第3条第3項第4号、第5号、第7号、第8号、第10号及び第11号に規定する費用又は損失の合計額を除いた金額の80%以内の額で、請求のあった額を支払うことができるものとする。

### 5 第12条関係

訓令第12条に規定する土地境界確認書の作成に際して、申請に係る土地に隣接する土地の所有者から境界確認を得られない場合において、当該土地の境界が確定判決により確定又は確認されているときは、土地境界確認書に次の各号に掲げる事項とともに判決により土地境界が確定又は確認されている旨を明記した上、国が所持する土地境界確認書に判決確定証明書及び確定判決書の正本を添付することをもって、当該土地の境界確認を得たとすることができるものとする。

- (1) 確定判決をした裁判所の名称
- (2) 事件番号
- (3) 確定判決の正本に記載された事件名
- (4) 判決確定日

### 6 第16条関係

訓令第16条に規定する土地売買契約の締結は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第14条第1号の規定による協議が調ってから行うものとする。

### 7 第20条関係

訓令第20条第2項に規定する土地代金の前金払については、当該土地に係る登記原因を証する書面、登記義務者の承諾書等不動産登記法（平成16年法律第123号）による登記の嘱託に必要な添付書類を取得した後に、当該土地代金の70%以内の額で、請求のあった額を支払うことができるものとする。

## 第6 協議

この細目に定める事項の実施に当たり疑義が生じた場合には、その都度、地域社会協力総括課長と協議するものとする。

(表)

別紙様式第 1

令和 年 月 日

## 移 転 補 償 等 希 望 届

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 5 条に基づく移転等の補償及び土地の買入れについて、以下のとおり希望します。

(フリガナ)		住所	都道 府県	市区 郡	
希望者 (所有者)			電話	( )	
補償を希望する建物		1 棟ごとに記載し、書ききれない場合は別紙に記載してください。 立木竹、工作物等は記載の必要はありません。			
所 在 地		用 途	構 造	床面積	建築年月
				m <sup>2</sup>	
買入れを希望する土地		1 筆ごとに記載し、書ききれない場合は別紙に記載してください。 用途については、第二種区域を指定した際の用途を記載してください。			
所 在 地		用 途		面 積	
		宅地、農地、その他( )		m <sup>2</sup>	
		宅地、農地、その他( )			
		宅地、農地、その他( )			
		宅地、農地、その他( )			
		宅地、農地、その他( )			
添付書類					
1 案内図 (物件の所在地を示す公図の写しなど)					
2 建物の所有権、建築時期等を証する書類 (登記事項証明書、資産証明書など)					
3 土地の所有権等を証する書類 (登記事項証明書など)					
処理欄	施設名 :	区 域 : 第 種区域 (昭和 平成 令和 年 月 日告示)			
	担当者 :	受付日 :	整理番号 :		
	特 記 :				

裏面をお読みいただいた上で、太枠内を記入し、添付書類の欄に示す書類を添えて裏面記載の提出先に提出してください。

(裏)

## 移転補償等希望届の記載に当たってお読みください。

1 この希望届は、建物の移転等の補償及び土地の買入れに係る希望状況を把握し、計画的に移転補償等を実施するために提出していただくものです。この希望届は、建物の移転等の補償又は土地の買入れを希望する所有者本人が記載し、提出してください。

2 対象となる物件について

(1) 建物の移転等の補償

第二種区域を指定した際に現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（第三種区域を除く第二種区域に所在する物件にあつては、建物と一体として利用されているものに限ります。）が補償の対象となります。補償対象物件は第二種区域以外の区域に移転するか除却してください。移転するときは、できるだけ、第一種区域（住宅防音工事の助成対象区域）の外へ移転していただくようお願いします。

第二種区域及び第三種区域の範囲、区域を指定した日につきましては別図を御覧ください。

(2) 土地の買入れ

第三種区域にあつては全ての土地が、第三種区域を除く第二種区域にあつては、次に掲げる土地が買入れの対象となります。

ア 宅地（第二種区域を指定した際に宅地であるものに限ります。）

イ アの宅地以外の土地については、建物等の移転又は除却により、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地（建物等の移転又は除却の補償を受けることとなる者が所有するものに限ります。）

注：上記イに掲げる土地に係る希望届については、原則として、建物の移転等の補償に係る契約を締結した日（以下「移転等補償契約書の契約日」という。）の翌日から起算して5年を経過する日（以下「期限日」という。）までに提出があったもの限り受け付けます。

また、移転等補償契約書の契約日が、平成24年12月19日より前の方の当該希望届については、平成29年12月19日までに提出があったもの限り受け付けます。

なお、入院等やむを得ない事情により、上記期限日までに当該希望届を提出できなかった場合は、期限日の翌日から入院等やむを得ない事情に係る期間と同じ期間が経過する日までに当該希望届の提出があれば受け付けすることができる場合もありますので、事前にお問い合わせください。

第二種区域及び第三種区域の範囲、区域を指定した日につきましては別図を御覧ください。

3 補償等の時期について

建物の移転等の補償及び土地の買入れにつきましては、希望届の提出を受けてから予算要求を行い、予算の範囲内で実施しております。したがって、希望届を提出いただいてから移転補償等の実施までに長い期間を要する場合がありますをあらかじめ御承知おきください。移転補償等の実施時期が近づきましたら、現地調査の実施、補償等に係る申請書の提出などについて適宜御連絡を差し上げます。

4 権利関係の整理について

移転補償等の対象となる物件について、関係者との調整や登記などの手続が調わない場合、隣接地との境界が確認できない場合などには、移転補償等が実施できないことがありますので御承知おきください。詳しくは末尾の希望届提出・お問合せ先までにお問い合わせください。

(1) 共有物件（建物、土地等）につきましては、共有者の連名にて移転補償等の申請書を提出いただくか、他の共有者全員から委任を受けた代表者から移転補償等の申請書を提出いただくこととなります。

(2) 補償の対象となる建物等に所有権以外の権利（抵当権など）が設定されているとき、又は当該物件が所有権の存否について係争中であるときは、その権利者、関係人又は係争者から建物等の移転又は除却を承諾いただき、承諾書を添えて補償の申請書を提出いただくこととなります。また、買入れの対象となる土地に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利者から権利の消滅を承諾いただき、承諾書を添えて買入れの申請書を提出いただくこととなります。

(3) 補償の対象となる建物に借家人等が居住するときは、借家人等からも補償の申請書を提出していただくこととなります。建物の移転等に併せて移転する借家人等に対しては動産の移転料（いわゆる引越し代）が補償されます。

(4) 建物の移転等補償の申請書を提出いただく際には、建物の所在する土地の所有者及びその他の権利者から、当該土地の買入れの申請書を提出いただくか、当該土地に建物等を設置し、又は留置しないことを承諾していただきます。

希望届提出・お問合せ先

〒 〇〇市〇〇区〇〇

〇〇防衛（支）局 〇〇〇〇課 移転措置係

電話：

移転補償等希望者名簿

(施設名： )

整理番号	受付日	希望者			建物				土地			備考			
		氏名	フリガナ	住所	電話	区域	所在地	棟数	床面積	区域	所在地		筆数	面積	

注：移転補償等を計画的に実施する上で必要と認められる項目を適宜追加することができる。



動産移転費算出表

占有面積 (m <sup>2</sup> )		収容状況		① 貨物自動車 台数(トン車)	② 1台あたり 金額 (円)	③ 移転回数	④ = ① × ② × ③ 補償額 (円)	整理番号 ④ + ⑧ + ⑭ 補償額 (円)	備考		
屋内動産	品目	形状・寸法	容積	重量	⑥ 1台あたり 金額 (円)	⑦ 移転回数	⑧ = ⑤ × ⑥ × ⑦ 補償額 (円)				
								⑤ 貨物自動車 台数(トン車)			
取扱いの困難な動産	品目	数量	⑨ 梱包料 (円)	⑩ 損益品割 増料 (円)	⑪ その他 (円)	⑫ = ⑨ + ⑩ + ⑪ 金額計 (円)	⑬ 移転回数	⑭ = ⑫ × ⑬ 補償額 (円)			







## 営業補償費算出表

会社(事業所)名		代表者名		従業員数	補償額(円)	その他参考事項	整理番号
業種	内 訳	所属(団体・組合)名	算定式等				
補償項目	公 租 公 課						
固定経費	電話の局預基本料						
	営業用資産の原価償却費及び維持管理費						
	地代、家賃、機械器具使用料及び借入資本利子						
	被 服 費						
	従業員のための福利厚生費						
	その他固定経費						
従業員に対する扶養手当相当額							
休業期間中の収益源							
得意喪失による損失							
仮営業所設置に要する費用							
その他	商品、仕掛品等の減損及び移転広告費等						
計							